

佐賀県道路占用料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 5月30日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第65号

佐賀県道路占用料条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県道路占用料条例施行規則（昭和28年佐賀県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後												
<p>第1条 略</p> <p>2 条例第3条の規定に基づき、条例第2条に規定する額の範囲内で別に占用料の額を定める占用物件及び当該占用物件の占用料は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="241 711 1106 935"><thead><tr><th>占用物件</th><th>占用料</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td><u>PHSの基地局</u></td><td>1個につき1年 375円</td></tr></tbody></table> <p>3 略</p>	占用物件	占用料	略		<u>PHSの基地局</u>	1個につき1年 375円	<p>第1条 略</p> <p>2 条例第3条の規定に基づき、条例第2条に規定する額の範囲内で別に占用料の額を定める占用物件及び当該占用物件の占用料は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1169 711 2033 935"><thead><tr><th>占用物件</th><th>占用料</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td><u>工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局及びこれに類する小型の無線基地局</u></td><td>1個につき1年 375円</td></tr></tbody></table> <p>3 略</p>	占用物件	占用料	略		<u>工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局及びこれに類する小型の無線基地局</u>	1個につき1年 375円
占用物件	占用料												
略													
<u>PHSの基地局</u>	1個につき1年 375円												
占用物件	占用料												
略													
<u>工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局及びこれに類する小型の無線基地局</u>	1個につき1年 375円												

附 則

この規則は、公布の日から施行する。